

ID: 105

担当部署: 市民生活部 環境施設課

処分の概要	廃棄物処理手数料の徴収
例規名 根拠条項	芦屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 第16条第1項
例規番号	平成12年条例第32号

【根拠条文】

(廃棄物処理手数料)

第16条 事業者等から排出される廃棄物については、別表に定める手数料を徴収する。
2 前項に規定する手数料の徴収方法については、規則で定める。

別表(第16条関係)

1 廃棄物処理手数料

種別	取扱区分	金額(円)	
事業者等が一般廃棄物及び特定の産業廃棄物を処理施設へ搬入する場合 事業活動に伴う一般廃棄物を運搬用パイプラインで収集及び処分する場合	10キログラムを超え100キログラムまで	1,080	
	100キログラムを超える場合は、その超える100キログラムまでごとに右の金額を加算する。		
事業活動に伴う仮設便所のし尿を収集する場合	1回当たり600リットルにつき(端数は、600リットルの割合で計算する。)	20,370	
動物の死体の処理を行う場合	犬、猫、小鳥その他これらに類する小動物に限る。	1体に大型犬等	3,050
		つき中型犬等	2,540
		小型犬等	2,030

備考

- 1 大型犬等とは、コリー、シェパード等これらと同等の大きさの小動物をいう。
- 2 中型犬等とは、柴犬、マルチーズ等これらと同等の大きさの小動物をいう。
- 3 小型犬等とは、チワワ、シーズ、猫、小鳥等これらと同等の大きさの小動物をいう。

2 特定家庭用機器再商品化法施行令で定める機械器具の処理手数料(再商品化処理に係る費用を納付したものに限る。)

取扱区分	種別	金額(円)
市が収集する場合	冷蔵庫、冷凍庫	7,020
	エアコンディショナー、洗濯機、衣類乾燥機	6,410
	テレビジョン受信機	4,270
市の施設に搬入する場合	冷蔵庫、冷凍庫、エアコンディショナー、洗濯機、衣類乾燥機	5,190
	テレビジョン受信機	3,660

3 粗大ごみ処理手数料(市が収集及び処分する場合)

(1) 家庭電化製品類

番号	品目	金額(円)
----	----	-------

1	あんま機(マッサージチェア)	1,500
2	オーブン	600
3	オーブントースター	300
4	温冷機(冷蔵庫型)	600
5	吸入器	300
6	クッキングカッター、ミキサー(ジューサーミキサー)	300
7	コーヒーメーカー(高さ30cm以上)	600
8	魚焼機	300
9	浄水器	300
10	照明器具・大(高さ、幅又は長さが100cm以上)	600
11	照明器具・小(高さ、幅及び長さが100cm未満)	300
12	食器洗浄機	900
13	食器乾燥機	300
14	炊飯器(4合炊き以上)、電気もちつき機	300
15	ズボンプレス	300
16	掃除機	300
17	電気あんか	300
18	電子レンジ	600
19	パン焼機(ホームベーカリー)	300
20	BSチューナー	300
21	ビデオデッキ	300
22	布団乾燥機	300
23	ポット(3リットルを超えるもの)	300
24	ホットプレート	300
25	ミシン(卓上式)	300
26	ミシン(卓上式以外)	900
27	湯沸かし器(家庭用)	300

(2) 冷暖房機器類

番号	品目	金額(円)
1	ウィンドファン(冷却装置のないもの)	600
2	オイルヒーター	600
3	温風機(温風扇)、冷風機(冷風扇)	600
4	除湿機、加湿器、空気清浄器	300
5	ストーブ・大(高さ、幅又は長さが60cm以上)	900
6	ストーブ・中(高さ、幅又は長さが40cm以上60cm未満)	600
7	ストーブ・小(高さ、幅及び長さが40cm未満)	300
8	扇風機、換気扇	300
9	電気カーペット・大(8畳以上)	1,200
10	電気カーペット・中(3畳以上8畳未満)	900
11	電気カーペット・小(3畳未満)	600
12	電気こたつ・大(幅又は長さが120cm以上)	900
13	電気こたつ・中(幅又は長さが80cm以上120cm未満)	600
14	電気こたつ・小(幅及び長さが80cm未満)	300
15	電気こたつ天板	300
16	ファンヒーター・大(高さ、幅又は長さが60cm以上)	1,200

17	ファンヒーター・中(高さ、幅又は長さが40cm以上60cm未満)	900
18	ファンヒーター・小(高さ、幅及び長さが40cm未満)	600

(3) OA機器、事務機器類

番号	品目	金額(円)
1	コピー機・大(高さ50cm以上)	2,400
2	コピー機・中(高さ20cm以上50cm未満)	1,200
3	コピー機・小(高さ20cm未満)	300
4	シュレッダー(家庭用)	300
5	プリンター、スキャナー、ファクシミリ	300
6	ワードプロセッサ	300

(4) 音響機器、楽器類

番号	品目	金額(円)
1	アンプ	300
2	エレクトーン	2,100
3	オルガン(電子オルガンを含む。)、電子ピアノ	2,100
4	カセットデッキ、ラジカセ	300
5	カラオケセット、カラオケプレーヤー	600
6	キーボード、ギター(アコースティック又はエレキ)	300
7	CDプレイヤー、レコードプレイヤー	300
8	ステレオ(旧一体式(スピーカーは2本まで))	600
9	ステレオ(コンポ)・大(高さ、幅又は長さが50cm以上(スピーカーは2本まで))	600
10	ステレオ(コンポ)・小(高さ、幅及び長さが50cm未満(スピーカーは2本まで))	300
11	スピーカー・大(高さ又は幅が50cm以上(2本まで))	600
12	スピーカー・小(高さ及び幅が50cm未満(2本まで))	300

(5) 家具類

番号	品目	金額(円)
1	衣装ケース・大(長持を含む。)	600
2	衣装ケース・小	300
3	いす、回転いす、パイプいす、籐いす、座いす	300
4	応接いす(2人掛け以上)、ソファー(2人掛け以上)	1,200
5	応接いす(1人掛け)、ソファー(1人掛け)	600
6	応接テーブル(応接机)・大(幅又は長さが80cm以上)	600
7	応接テーブル(応接机)・小(幅及び長さが80cm未満)	300
8	オーディオボード、オーディオラック、ステレオラック	900
9	押入ケース、押入だんす	300
10	掛時計	300
11	傘立て、スリッパラック、おもちゃラック	300
12	飾り棚	600
13	カラーボックス	300
14	キャビネット	300
15	鏡台(ドレッサー)、姿見	900
16	下駄箱・大(高さ又は幅が90cm以上)	900

17	下駄箱・小(高さ及び幅が90cm未満)	600
18	コーナーボード、ローチェスト	900
19	サイドボード	1,800
20	座敷机・大(幅180cm以上)	1,200
21	座敷机・中(幅150cm以上180cm未満)	900
22	座敷机・小(幅150cm未満)	600
23	食卓テーブル	900
24	書棚(本箱)・大(高さ又は幅が150cm以上)	900
25	書棚(本箱)・中(高さ又は幅が90cm以上150cm未満)	600
26	書棚(本箱)・小(高さ及び幅が90cm未満)	300
27	食器棚、キッチンストッカー・大(高さ又は幅が150cm以上)	1,800
28	食器棚、キッチンストッカー・中(高さ又は幅が90cm以上150cm未満)	1,200
29	食器棚、キッチンストッカー・小(高さ及び幅が90cm未満)	900
30	製図机	1,200
31	整理だんす・大(高さ又は幅が150cm以上)	1,800
32	整理だんす・中(高さ又は幅が90cm以上150cm未満)	1,200
33	整理だんす・小(高さ及び幅が90cm未満)	900
34	机(両袖机、ライティングデスクを含む。)	900
35	机(片袖机を含む。)	600
36	テレビ台・大(幅60cm以上)	600
37	テレビ台・小(幅60cm未満)	300
38	電話台、花台、ファクシミリ台	300
39	籐製家具・大(高さ又は幅が100cm以上)	600
40	籐製家具・小(高さ及び幅が100cm未満)、籐製収納ボックス	300
41	パイプハンガー、ファンシーケース	300
42	パソコンラック	900
43	ハンガーラック	300
44	文机	300
45	ベビーチェアー(ハイアンドローを含む。)、ベビーラック(コンビラックを含む。)	300
46	ベビーだんす	600
47	洋服だんす・特大(高さ150cm以上で幅100cm以上)	2,100
48	洋服だんす・大(高さ150cm以上で幅100cm未満)	1,800
49	洋服だんす・中(高さ又は幅が90cm以上150cm未満)	1,200
50	洋服だんす・小(高さ及び幅が90cm未満)	900
51	和だんす・大(高さ又は幅が150cm以上)	1,800
52	和だんす・中(高さ又は幅が90cm以上150cm未満)	1,200
53	和だんす・小(高さ及び幅が90cm未満)	900

(6) 建具、敷物類

番号	品目	金額(円)
1	アコーディオンカーテン	600
2	雨戸、網戸	300
3	ウッドカーペット・大(8畳以上)	1,200
4	ウッドカーペット・中(3畳以上8畳未満)	900

5	ウッドカーペット・小(3畳未満)	600
6	カーテンレール	300
7	敷物・大(8畳以上)	900
8	敷物・中(3畳以上8畳未満)	600
9	敷物・小(3畳未満)	300
10	人工芝・特大(長さ9m以上)	1,200
11	人工芝・大(長さ9m未満)	900
12	人工芝・中(60cm角以上)	600
13	人工芝・小(30cm角以上60cm未満)	300
14	すだれ(2本まで)	300
15	すのこ	300
16	洗面化粧台	900
17	籐の敷物・大(8畳以上)	900
18	籐の敷物・中(3畳以上8畳未満)	600
19	籐の敷物・小(3畳未満)	300
20	びょうぶ、ついたて・大(高さ又は幅が100cm以上)	600
21	びょうぶ、ついたて・小(高さ及び幅が100cm未満)	300
22	ブラインド、ロールカーテン	300
23	よしず	300

(7) 寝具類

番号	品目	金額(円)
1	簡易ベッド・大	600
2	簡易ベッド・小、ボンボンベッド	300
3	座布団(5枚まで)	300
4	敷布団用マットレス	300
5	電動式ベッド(マットレスを除く。)	2,400
6	布団、毛布(3枚まで、混合可)	300
7	ベッド・大(セミダブル以上)	1,800
8	ベッド・大(セミダブル以上で解体済みのもの)、二段ベッド	1,500
9	ベッド・小(シングル)、ソファベッド	1,200
10	ベッド・小(シングルで解体済みのもの)	900
11	ベッドマットレス・大(セミダブル以上)	900
12	ベッドマットレス・小(シングル)	600
13	ベビーベッド	600

(8) 乗物類

番号	品目	金額(円)
1	キャリーケース、台車	300
2	車いす	600
3	車いす(電動式)	2,100
4	原動機付自転車(排気量50cc以下)	2,400
5	三輪自転車(大人用)	900
6	三輪車、一輪車、乗用おもちゃ	300
7	自転車(電動式)	1,200
8	自転車・大(17インチ以上)	600

9	自転車・小(幼児用、折りたたみ式、16インチ以下)	300
10	ベビーカー、手押し車、買い物車(ショッピングカート)	300

(9) 台所用品類

番号	品目	金額(円)
1	ガスオーブン、ガスレンジ	600
2	ガスコンロ、ガステーブルコンロ(2口以上)	300
3	ガス台、レンジ台・大(高さ又は幅が150cm以上)	900
4	ガス台、レンジ台・中(高さ又は幅が100cm以上150cm未満)	600
5	ガス台、レンジ台・小(高さ及び幅が100cm未満)	300
6	キッチンカウンター	900
7	ごみペール	300
8	米びつ	300
9	米びつ付収納庫・大(高さ又は幅が100cm以上)	600
10	米びつ付収納庫・小(高さ及び幅が100cm未満)	300
11	中華なべ(直径30cm以上)	300
12	調理台、流し台、レンジラック	900
13	レンジフード	300
14	ワゴン	300

(10) 趣味用品、その他

番号	品目	金額(円)
1	アイロン台	300
2	編み機	300
3	アンテナ(パラボナアンテナを含む。)	300
4	衣類乾燥機の台	900
5	植木棚	300
6	植木鉢、火鉢	300
7	ウォッシュレット(便座を含む。)、ポータブルトイレ	300
8	エアロバイク(サイクリングマシン)	900
9	脚立	300
10	金庫(手提げタイプ、耐火式以外)	300
11	草刈機(電動式又はエンジン付き)、芝刈機	600
12	クーラーボックス	300
13	車のキャリー(2本まで)	600
14	ゲーム機(幅又は長さが30cm以上)	300
15	健康器具(ステッパー、金魚運動器具)	300
16	剣道具一式	600
17	碁盤・将棋盤・大(厚さ20cm以上)	900
18	碁盤・将棋盤・中(厚さ10cm以上20cm未満)	600
19	碁盤・将棋盤・小(厚さ4.5cm以上10cm未満)	300
20	ゴルフクラブ(10本まで)、ゴルフバッグ	300
21	ゴルフセット(ゴルフ用品一式)	600
22	サーフボード	600
23	水槽・大(高さ、幅又は長さが100cm以上)	600
24	水槽・小(高さ、幅及び長さが100cm未満)	300
25	スキー板(ストック付き)、スノーボード	300

26	スコップ、高枝バサミ	300
27	スーツケース(旅行用トランク)	300
28	すべり台	300
29	体重計(ヘルスマーター)	300
30	卓球台	2,100
31	チャイルドシート	300
32	テニスラケット	300
33	鳥かご	300
34	バーベキューコンロ	300
35	バーベキューテーブルセット	300
36	8ミリ映写機	600
37	ビーチパラソル	300
38	ぶら下がり健康機、エアウォーカー	900
39	フラワースタンド	600
40	ぶらんこ	600
41	風呂のふた	300
42	ペット小屋・大(高さ、幅又は長さが100cm以上)	900
43	ペット小屋・中(高さ、幅又は長さが50cm以上100cm未満)	600
44	ペット小屋・小(高さ、幅及び長さが50cm未満)	300
45	ベビーバス、ベビーバスケット	300
46	歩行補助具	300
47	物置・大(1畳以上3畳未満で解体済みのもの)	900
48	物置・小(1畳未満で解体済みのもの)	600
49	物干竿、物干台	300
50	ランニングマシン(ルームランナー)	900

備考

- 1 粗大ごみとは、一辺が30センチメートル以上のもので破砕処理を要するもの又は一辺が50センチメートル以上のもので破砕処理を要しないものをいう。
- 2 この表に記載のない粗大ごみについては、高さ、幅、長さ、重さ等を勘案し、類似品目と同額とする。

4 植木の剪定廃棄物処理手数料

番号	品目	金額(円)
1	2トン運搬車1台につき荷台容積の3分の2を超えるもの	6,000
2	2トン運搬車1台につき荷台容積の3分の1を超え3分の2以下のもの	3,600
3	2トン運搬車1台につき荷台容積の3分の1以下のもの	1,800

5 一時多量ごみ処理手数料

番号	品目	金額(円)
1	2トン運搬車1台につき荷台容積の3分の2を超えるもの	14,400
2	2トン運搬車1台につき荷台容積の3分の1を超え3分の2以下のもの	9,600
3	2トン運搬車1台につき荷台容積の3分の1以下のもの	4,800

【基準】

根拠条文に同じ。

備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 2 年 10 月 1 日

ID: 107

担当部署: 市民生活部 環境施設課

処分の概要	許可手数料等の徴収										
例規名 根拠条項	芦屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 第18条第2項										
例規番号	平成12年条例第32号										
【根拠条文】											
(一般廃棄物処理業等の許可申請及び手数料)											
第18条 法第7条第1項、第2項、第6項及び第7項の規定により業として一般廃棄物の収集、運搬、処分の許可若しくは更新の許可を受けようとする者又は浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可若しくは更新の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請し、その許可を受けなければならない。											
2 前項の規定による許可を受けようとする者及びその許可書の再交付を受けようとする者は、次に定める手数料を納付しなければならない。											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">種別</th> <th style="width: 60%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>許可手数料</td> <td>1件につき 10,000円</td> </tr> <tr> <td>更新による許可手数料</td> <td>1件につき 6,000円</td> </tr> <tr> <td>再交付手数料</td> <td>1件につき 3,000円</td> </tr> </tbody> </table>				種別	金額	許可手数料	1件につき 10,000円	更新による許可手数料	1件につき 6,000円	再交付手数料	1件につき 3,000円
種別	金額										
許可手数料	1件につき 10,000円										
更新による許可手数料	1件につき 6,000円										
再交付手数料	1件につき 3,000円										
3 前項の規定により納付された手数料は、返還しない。											
【基準】											
根拠条文に同じ。											
備考											
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	年 月 日								

ID: 110

担当部署: 市民生活部 環境施設課

処分の概要	手数料の徴収		
例規名 根拠条項	芦屋市一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例 第5条		
例規番号	昭和39年条例第20号		
【根拠条文】 (手数料) 第5条 前条の規定により施設使用の許可を受けた者は、芦屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(平成12年芦屋市条例第32号)第16条に定める手数料を納付しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 111

担当部署: 市民生活部 環境施設課

処分の概要	退場命令等		
例規名 根拠条項	芦屋市一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則 第5条第2項		
例規番号	昭和59年規則第31号		
【根拠条文】 (使用者の遵守事項) 第5条 使用者は、この規則に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 許可を受けた廃棄物以外のものを搬入しないこと。 (2) 廃棄物の搬入に際しては、廃棄物が飛散、流出しないよう防止し、施設内をみだりに汚さないこと。 (3) 廃棄物の搬入に際しては、市職員の指示に従うこと。 (4) 法、条例、規則等に違反しないこと。 2 市長は、使用者が前項各号の規定に違反したときは、施設の使用を拒否し、又は退場を命ずることができる。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日